

住宅瑕疵担保履行法説明会のご案内

住宅瑕疵担保履行法の施行に伴い、新築住宅の売主または請負人が、平成 21 年 10 月 1 日以降に新築住宅を引き渡す際には、「保険への加入」または「保証金の供託」が義務化されます。

「保険への加入」につきましては、原則として着工前に加入する必要があります。この度は、国土交通省が指定した「住宅瑕疵担保責任保険法人」を講師として、下記のとおり説明会を実施いたしますのでお知らせします。

日時:第1回 平成21年7月30日(木)14:00～16:30(予定) (福岡市)
第2回 平成21年7月31日(金)14:00～16:30(予定) (北九州市)

会場:第1回 吉塚合同庁舎 603A 会議室 (福岡市博多区吉塚本町13-50)
第2回 八幡総合庁舎 大会議室 (北九州市八幡西区則松3-7-1)

対象:建設業者、宅建業者 他

定員:各100名程度

進行予定

13:30 ~	受 付
14:00 ~ 14:20	住宅瑕疵担保履行法の概要について(福岡県)
14:20 ~ 15:00	保険制度について 第一部(各住宅瑕疵担保責任保険法人)
15:00 ~ 15:10	~ 休 憩 ~
15:10 ~ 16:10	保険制度について 第二部(各住宅瑕疵担保責任保険法人)
16:10 ~ 16:30	質疑応答

申し込み方法

- 参加申込書に必要事項をご記入のうえ FAX にてお申し込み下さい。参加申込書は福岡県庁の住宅計画課ホームページからダウンロードできます。
住宅計画課ホームページ <http://www.pref.fukuoka.lg.jp/soshiki/1501413.html>
- 申し込み〆切
平成 21 年 7 月 24 日(金) 定員になり次第締め切らせていただきます。
- 申し込み先
福岡県建築都市部住宅計画課計画係
TEL:092-643-3732 FAX:092-643-3737 担当:横尾